



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
10月15日 (水)
号 外
第 47 号

目 次

企 業 局

○栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正…………… 1

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第 5 号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和 7 年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（介護休暇） 第14条 略 2～9 略 10 1時間を単位とする介護休暇は_____、1日を通じて4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。 （介護時間） 第14条の2 略 2・3 略 4 _____第21条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間__を超えない範囲内とする。 （部分休業） 第21条 管理者の権限を行う知事は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）が請求した場合において、業務の運営に支	（介護休暇） 第14条 略 2～9 略 10 1時間を単位とする介護休暇は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて</u>、1日を通じて4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。 （介護時間） 第14条の2 略 2・3 略 4 <u>介護時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（第21条第1項の規定による_____部分休業_____の承認を受けて勤務しない時間がある日_____については、当該_____2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間__を超えない範囲内とする。</u> （部分休業） 第21条 管理者の権限を行う知事は、職員（育児短時間勤務職員等を除く_____。）が請求した場合において、業務の運営に支

障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

2 部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを管理者の権限を行う知事に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内

ア 常勤職員 77時間30分

イ 定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等 当該定年前再任用短時間勤務職員又は当該特定業務任期付短時間勤務職員等の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

3 第1号部分休業の承認は、30分を単位として行うものとする。

4 _____ 第13条の特別休暇のうち別表第1の12の項に掲げる事由に基づくもの又は第14条の2の介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間（以下「特別休暇等」という。）の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5 特定業務任期付短時間勤務職員等に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該特定業務任期付短時間勤務職員等について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該特定業務任期付短時間勤務職員等が特別休暇等に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該特定業務任期付短時間勤務職員等について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

6 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当

障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部 _____について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

2 部分休業は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（第13条の特別休暇のうち別表第1の12の項に掲げる事由に基づくものを承認されている職員については、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として与える

_____ものとする。

該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

7 第2項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容の変更をしなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者の権限を行う知事が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

8 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、部分休業の請求をすることができる。

9 略

10 管理者の権限を行う知事は、部分休業をしている職員が 当該部分休業に係る子を養育しなくなったとき又は第7項の規定による変更をしたときは、当該部分休業の承認を取り消すものとする。

11 職員は、部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

第21条の3 略

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第21条の4 管理者の権限を行う知事は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年栃木県条例第2号）第29条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第29条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者の権限を行う知事は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職

3 略

4 管理者の権限を行う知事は、部分休業をしている職員について当該部分休業に係る子以外の子に係る育児休業、育児短時間勤務又は部分休業が承認されることとなったときは、当該部分休業の承認を取り消すものとする。

第21条の3 略

員」という。) に対して、対象職員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3. 管理者の権限を行う知事は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第 21 条の 5 管理者の権限を行う知事は、職員が当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等

に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

第 21 条の 6 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第 21 条の 4 管理者の権限を行う知事は、職員が当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

第 21 条の 5 略

附 則

- この管理規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の第 21 条第 1 項の規定により、同条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この管理規程の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号ア中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同号イ中「10」とあるのは「5」とする。
(経営企画課)